

国立大学法人富山大学研究データ取扱規則

令和8年5月26日制定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の職員等が本学の業務として取得した研究データを有償提供する場合の取扱いを規定することにより、研究データの適正な管理、外部機関との円滑な研究協力及び本学の研究促進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「職員等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 国立大学法人富山大学職員就業規則に定める職員のうち、研究に関わる者
- (2) 国立大学法人富山大学役員規則に定める役員、国立大学法人富山大学特任再雇用職員就業規則に定める特任再雇用職員、国立大学法人富山大学フルタイム再雇用職員就業規則に定めるフルタイム再雇用職員、国立大学法人富山大学短時間再雇用職員就業規則に定める短時間再雇用職員、国立大学法人富山大学契約職員就業規則に定める契約職員、国立大学法人富山大学パートタイム職員就業規則に定めるパートタイム職員、国立大学法人富山大学診療助手、医員、大学院医員及び臨床研修医就業規則に定める診療助手、医員、大学院医員及び臨床研修医並びに国立大学法人富山大学外国人研究員就業規則に定める外国人研究員のうち、本学との間で研究データの取扱いについて、この規定の適用を受けることを合意している者

2 この規則において「研究データ」とは、職員等が本学での研究活動において取得した数値、記号、図形、その他の情報であって、電磁的方法（人の知覚によっては認識することができない電子的方法又は磁気的方法等をいう。）により蓄積され、管理されているものをいう。ただし、国立大学法人富山大学職務発明規則に定める発明等、国立大学法人富山大学プログラム及びデータベース取扱規則に定めるプログラム等及び国立大学法人富山大学研究成果有体物等取扱規則に定める研究成果有体物等を除く。

(届出)

第3条 職員等は、研究データを外部機関に有償提供しようとするときは、別に定める研究データ届出書により、速やかに学長に届け出なければならない。ただし、共同研究その他の契約に基づき研究データを有償で提供する場合であって、研究データの提供に係る金額を当該契約金額に含めることができるときは、この限りではない。

(決定及び通知)

第4条 学長は、前条の届出を受理したときは、富山大学研究推進機構学術研究・産学連携本部内規第12条に規定する発明審査会の意見を聴き、役員会の議を経て、当該届出に係る研究データの提供の可否を決定するものとする。ただし、研究データの取扱いに関

する契約を締結した場合に締結後3年間の収入金額が500万円未満となることが見込まれるものについては、役員会の議を省略できるものとする。

- 2 学長は、前項の決定を行ったときは、その旨を速やかに職員等に通知するものとする。
- 3 前条の届出受理から前項の通知までは、1月以内に処理するよう努めるものとする。

(提供の基準)

第5条 学長は、届出に係る研究データが次の各号の一に該当すると認めたときは、原則として、当該研究データを提供しないものとする。

- (1) 第三者で取得された研究データ又は第三者と共同で取得した研究データであって、当該研究データの有償提供について当該第三者の承諾を得ていないもの
- (2) 個人情報を含むもの
- (3) 法令又は本学の規則に違反するもの

(有償提供)

第6条 本学は、研究データの有償提供を決定したときは、提供先との間で当該研究データの取扱いに関する契約を締結した後、当該研究データを当該提供先に有償提供するものとする。

(管理)

第7条 職員等は、有償提供した研究データについては、適正に管理しなければならない。

(提供奨励金)

第8条 本学は、研究データを提供することにより収入を得たときは、当該研究データを取得した職員等に対して提供奨励金を支払うものとする。

- 2 提供奨励金の支払いに当たっては、本学職務発明規則第8条を準用する。この場合において、「実施補償金」とあるのは「提供奨励金」と、「発明者等」とあるのは「当該研究データを取得した職員等」と読み替えるものとする。

(その他)

第9条 学長は、この規則に定めのない事項については、発生した時点で取扱い等の必要な措置を講じることができる。

附 則

この規則は、令和8年5月26日から施行する。